

防火管理者の業務の委託に関する契約書

(以下「甲」という。)と
(以下「乙」という。)と

の間で、防火管理者の業務の委託について、下記のとおり契約を締結する。

記

(防火管理者の業務の委託)

第1条 甲は、次の防火対象物の事業所（以下「本件事業所」という。）において消防法（昭和23年法律第186号）第8条第1項に基づき甲が行うべき防火管理者の業務を、乙に委託する。

所 在	
名 称	

(防火管理者の指定)

第2条 甲乙は協議のうえ、防火管理上必要な事項に関する十分な知識を有している乙の従業員のうちから本件事業所の防火管理者となるべき者を指定するものとする。なお、防火管理者となるべき者を変更する場合も同様とする。

(防火管理者の選任)

第3条 甲は、前条により指定した従業員を本件事業所の防火管理者に選任し、本件事業所の防火管理業務を行わせる。（防火管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限の付与）

第4条 甲は、乙及び防火管理者となる乙の従業員に対して、消防法施行規則（昭和36年自治省第6号。以下、「規則」という。）第2条の2第2項第1号に規定する「防火管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限」として、次の権限を付与する。

- (1) 消防計画の作成、見直し及び変更に関する権限
- (2) 避難施設等に置かれた物を除去する権限
- (3) 消火、通報及び避難の訓練その他防火管理のために必要な訓練の実施に関する権限
- (4) 消防用設備等の点検・整備の実施に関する権限
- (5) 不適切な工事に対する中断、器具の使用停止及び危険物の持込みの制限に関する権限
- (6) 収容人員の適正な管理に関する権限
- (7) 防火管理の業務に従事する者に対する指示、監督に関する権限
- (8) その他、防火管理者の責務を遂行するために必要な権限

(防火管理上必要な業務の内容)

第5条 防火管理者となる乙の従業員が行う本件事業所における防火管理上必要な業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 消防計画の作成、見直し及び変更に関すること。
- (2) 避難施設等の管理に関すること。
- (3) 消火、通報及び避難の訓練その他防火管理のために必要な訓練の実施に関すること。
- (4) 消防用設備等の点検・整備の監督に関すること。
- (5) 火気の使用等危険な行為の監督に関すること。
- (6) 収容人員の適正な管理に関すること。
- (7) 防火管理の業務に従事する者に対する指示及び監督に関すること。
- (8) その他、防火管理者として行うべき業務に関すること。

2 甲は、防火管理者となる乙の従業員に対して、規則第2条の2第2項第2号に規定する「防火管理上必要な業務の内容を明らかにした文書」として、本契約書の写しを交付するものとする。

3 甲は、防火管理者となる乙の従業員に対して、規則第2条の2第2項第3号に規定する本件事業所の「位置、構造及び設備の状況その他防火管理上必要な事項」について説明するものとする。

なお、防火管理上必要な事項は、次のとおりとする。

- (1) 防火管理体制、自衛消防組織の編成等従事者の配置等に関すること。
- (2) 従業員等に対する防火上必要な教育の実施体制に関すること。
- (3) 消火、通報及び避難の訓練その他防火管理のために必要な訓練の実施状況に関すること。
- (4) その他防火管理上必要な事項

(疑義の決定等)

第6条 この契約の解釈について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

本契約書の証として本書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保有する。

令和 年 月 日

甲

乙

防火管理者及び防災管理者の業務の委託に関する契約書

(以下「甲」という。)と
(以下「乙」という。)と
の間で防火対象物の事業所及び建築物その他の工作物の事業所(以下「本件事業所」という。)における防火管理者及び
防災管理者の業務の委託について、下記のとおり契約を締結する。

記

(防火管理者及び防災管理者の業務の委託)

第1条 甲は、次の本件事業所において、消防法(昭和23年法律第186号)第8条第1項に基づき甲が行うべき防火管理者及び
同第36条第1項において準用する同第8条第1項に基づき甲が行うべき防災管理者の業務を、乙に委託する。

所 在	
名 称	

(防火管理者及び防災管理者の指定)

第2条 甲乙は協議のうえ、防火管理上及び防災管理上必要な事項に関する十分な知識を有している乙の従業員のうちから本件事業
所の防火管理者及び防災管理者となるべき者を指定するものとする。なお、防火管理者及び防災管理者となるべき者を変更する
場合も同様とする。

(防火管理者及び防災管理者の選任)

第3条 甲は、前条により指定した従業員を本件事業所の防火管理者及び防災管理者に選任し、本件事業所の防火管理業務及び防災
管理業務を行わせる。

(防火管理上及び防災管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限の付与)

第4条 甲は、乙並びに防火管理者及び防災管理者となる乙の従業員に対して、消防法施行規則(昭和36年自治省第6号。以下、
「規則」という。)第2条の2第2項第1号に規定する「防火管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限」及び同第
51条の6第2項において準用する同第2条の2第2項第1号に規定する「防災管理上必要な業務を適切に遂行するために必
要な権限」として、次の権限を付与する。

- (1) 消防計画の作成、見直し及び変更に関する権限
- (2) 避難施設等に置かれた物を除去する権限
- (3) 消火、通報及び避難の訓練その他防火管理のために必要な訓練の実施に関する権限
- (4) 避難の訓練その他防災管理上必要な訓練の実施に関する権限
- (5) 消防用設備等の点検・整備の実施に関する権限
- (6) 不適切な工事に対する中断、器具の使用停止及び危険物の持込みの制限に関する権限
- (7) 収容人員の適正な管理に関する権限
- (8) 防火管理及び防災管理の業務に従事する者に対する指示、監督に関する権限
- (9) その他、防火管理者及び防災管理者の責務を遂行するために必要な権限

(防火管理上及び防災管理上必要な業務の内容)

第5条 防火管理者及び防災管理者となる乙の従業員が行う本件事業所における防火管理上及び防災管理上必要な業務の内容は、次
のとおりとする。

- (1) 消防計画の作成、見直し及び変更に関すること。
- (2) 避難施設等の管理に関すること。
- (3) 消火、通報、避難の訓練及びその他防火管理のために必要な訓練の実施に関すること。
- (4) 避難の訓練その他防災管理上必要な訓練の実施に関すること。
- (5) 消防用設備等の点検・整備の監督に関すること。
- (6) 火気の使用等危険な行為の監督に関すること。
- (7) 収容人員の適正な管理に関すること。
- (8) 防火管理及び防災管理の業務に従事する者に対する指示及び監督に関すること。
- (9) その他、防火管理者及び防災管理者として行うべき業務に関すること。

2 甲は、防火管理者及び防災管理者となる乙の従業員に対して、規則第2条の2第2項第2号に規定する「防火管理上必要な業
務の内容を明らかにした文書」及び同第51条の6第2項において準用する同第2条の2第2項第2号に規定する「防災管理上
必要な業務の内容を明らかにした文書」として、本契約書の写しを交付するものとする。

3 甲は、防火管理者及び防災管理者となる乙の従業員に対して、規則第2条の2第2項第3号に規定する本件事業所の「位置、
構造及び設備の状況その他防火管理上必要な事項」及び同第51条の6第2項において準用する同第2条の2第2項第3号に規
定する「位置、構造及び設備の状況その他防災管理上必要な事項」について説明するものとする。

なお、防火管理上及び防災管理上必要な事項は、次のとおりとする。

- (1) 防火管理体制及び防災管理体制並びに自衛消防組織の編成等従事者の配置等に関すること。
- (2) 従業員等に対する防火上及び防災上必要な教育の実施体制に関すること。
- (3) 消火、通報及び避難の訓練及びその他防火管理のために必要な訓練の実施状況に関すること。
- (4) 避難の訓練その他防災管理上必要な訓練の実施状況に関すること。
- (5) その他防火管理上及び防災管理上必要な事項

(疑義の決定等)

第6条 この契約の解釈について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

本契約書の証として本書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保有する。

令和 年 月 日

甲

乙